



**富山県内水面漁場管理委員会指示第3号**

あゆ採捕禁止期間の延長について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、あゆ採捕について次のとおり制限する。

令和5年6月2日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 竹 野 博 和

次の表に掲げる区域及び禁止期間については、あゆを採捕してはならない。

ただし、富山県漁業調整規則第46条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区域	禁止期間
富山県の内水面 ただし、あゆ漁業が第5種共同漁業権の内容となっている漁場区域を除く。	令和5年6月16日午前0時から 午前5時まで

なお、富山県漁業調整規則第39条第1項の規定により、あゆの採捕は10月1日から10月7日まで及び12月1日から翌年6月15日までは禁止期間となっている。

**富山県内水面漁場管理委員会指示第4号**

内共第13号（百瀬川）及び第15号（庄川上流）におけるあゆ採捕の制限について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、あゆ採捕について次のとおり制限する。

令和5年6月2日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 竹 野 博 和

次の表の漁場名に掲げる漁場においては、同表の期間の欄に掲げる期間、あゆを採捕してはならない。



とを認める場合を除く。)、正面向き、上半身、無背景で、縦 6 cm×横 4 cm のものを所定の様式に糊付けし、必要事項を記入すること。写真の裏面には、住所、氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること。)

(2) 受験手数料

10,500円(受験手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書の「富山県収入証紙ちょう付欄」に貼ること。)

(3) 出願書類の提出期間及び提出場所

ア 窓口受付

(提出期間)

令和5年7月24日(月)から8月4日(金)(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(提出場所)

富山県厚生部薬事指導課、富山県内の厚生センター又は厚生センター支所に提出すること。

イ 郵送受付

(提出期間)

令和5年7月24日(月)から8月4日(金)(当日消印有効)まで

(提出場所)

富山県厚生部薬事指導課(〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号)

郵送により提出する場合は、封筒に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により富山県厚生部薬事指導課に送付すること。

4 問合せ先及び受験願書の配布場所

富山県厚生部薬事指導課(電話076-444-3234)、富山県内の厚生センター又は厚生センター支所に問い合わせること。

### 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

---

令和5年6月2日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 入札に付する事項

### (1) 借入物品等の名称及び数量

捜査支援用画像解析システム 一式

### (2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

### (3) 借入期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで（60か月）

### (4) 借入場所

入札説明書による。

### (5) 借入条件

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求めら

---

れた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和5年6月15日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和5年6月2日から同年6月9日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和5年6月23日 午前10時

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和5年6月23日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部7階 701会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
  - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
-

**随意契約の相手方等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年6月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子カルテ等病院情報システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
57,064,260円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

**随意契約の相手方等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政



令第 372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則(昭和42年富山県規則第15号) 第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号) 第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年6月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子カルテ等病院情報システム運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町5番5号

5 随意契約に係る契約金額

37,422,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

## 土地改良区の役員の退任

早月川沿岸土地改良区の役員であった次の者が令和5年3月28日退任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第18条第18項の規定により公告する。

令和5年6月2日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所	
理 事	齊 藤 勝 二	滑川市加島町	2219番地
同	荒 川 隆	同 荒俣	259番地
同	稲 場 秀 雄	同 北野	62番地
同	高 瀬 宗 玄	同 中村	255番地
同	小 善 重 雄	同 大掛	2167番地
同	石 坂 求	同 横道	3405番地
同	稲 垣 作 徳	同 七口	1802番地
同	福 田 作 一	同 大崎野	502番地 1
同	飛 田 幸 夫	同 森野新	145番地
同	岡 本 孝 夫	同 寺町	130番地
同	高 橋 久 光	同 小林	112番地
同	前 田 實	同 上梅沢	160番地
同	加 藤 清 治	同 下梅沢	126番地
同	酒 井 忠 義	富山市水橋下砂子坂新	145番地
同	坪 崎 誠 一	魚津市川縁	284番地
同	金 坂 隆 男	同 吉野	363番地
同	水 野 達 夫	滑川市田中新町	134番地 2
同	村 椿 晃	魚津市中央通り二丁目	6番13号
監 事	椎 名 敏 夫	滑川市栗山	3163番地
同	佐 々 興 太郎	同 高柳	769番地
同	溝 口 哲 榮	魚津市舂方	357番地

### 土地改良区の役員の就任

早月川沿岸土地改良区の役員に次の者が令和5年3月29日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年6月2日

		富山県知事 新 田 八 朗	
職 名	氏 名	住 所	
理 事	有 澤 待 子	滑川市河端町	105番地
同	稻 葉 忠 之	同 荒俣	174番地
同	稻 場 秀 雄	同 北野	62番地
同	石 倉 鉄 広	同 中村	258番地
同	近 堂 昭 夫	同 大窪	225番地
同	石 坂 求	同 横道	3405番地
同	石 倉 猛	同 野町	1880番地
同	福 田 作 一	同 大崎野	502番地 1
同	岡 本 秀 和	同 大浦	178番地
同	森 川 幹 雄	同 寺町	427番地
同	佐 々 興太郎	同 高柳	769番地
同	新 村 栄 治	同 下島	249番地 2
同	藤 井 眞 次	同 魚躬	266番地
同	酒 井 忠 義	富山市水橋下砂子坂新	145番地
同	坪 崎 誠 一	魚津市川縁	284番地
同	金 坂 隆 男	同 吉野	363番地
同	水 野 達 夫	滑川市田中新町	134番地 2
同	村 椿 晃	魚津市中央通り二丁目	6番13号
監 事	齋 藤 勝 二	滑川市加島町	2219番地
同	坂 東 喜代隆	同 中野島	2247番地
同	石 倉 彰	魚津市下椿	26番地

### 土地改良区の役員の退任

室山野用水土地改良区の役員であった次の者が令和4年9月29日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公

告する。

令和5年6月2日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	出 村 眞佐範	滑川市中野 148番地
同	岸 由紀夫	同 東福寺野 375番地
同	山 本 唯 夫	同 大浦 521番地
同	岡 本 正 人	同 同 112番地 1
同	東 川 重 義	同 下島 164番地 2
同	小 澤 和 夫	同 中野 41番地
同	森 川 幸 弘	同 下野 119番地 1
同	按 田 達 也	同 室山 23番地
同	東 條 博 幸	同 大日 620番地 1
同	山 岸 正 樹	同 柳原 29番地16
同	坂 本 隆 雄	同 東福寺 154番地
同	大 重 與 一	同 東福寺野 185番地
監 事	高 橋 俊 博	同 下野 159番地
同	生 駒 裕 一	同 上小泉 2173番地 2
同	松 井 久 雄	同 堀江 1251番地 6

### 土地改良区の役員の就任

室山野用水土地改良区の役員に次の者が令和4年9月30日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年6月2日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 岸 正 樹	滑川市柳原 29番地16
同	森 川 友 之	同 下野 181番地

同	山本唯夫	同	大浦	521番地
同	岡本正人	同	同	112番地1
同	熊野満	同	千鳥	162番地
同	神谷高弘	同	中野	13番地
同	出村智	同	同	206番地
同	稲葉公成	同	室山	22番地
同	東條博幸	同	大日	620番地1
同	坂本隆雄	同	東福寺	154番地
同	稲谷一次	同	東福寺野	329番地2
同	松井久雄	同	堀江	1251番地6
監事	生駒裕一	同	上小泉	2173番地2
同	北野栄一	同	下野	68番地
同	稲谷幹男	同	宮窪	6番地18

### 土地改良区の役員の退任

黒部川沿岸土地改良区連合の役員であった次の者が令和4年7月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年6月2日

富山県知事 新田 八郎

職名	氏名	住所
理事	伊林勝良	下新川郡入善町小摺戸1125番地
同	池原強	同 同 田ノ又 45番地
同	室哲雄	同 同 君島 442番地
同	松平輝寛	同 同 青木 527番地
同	中瀬範幸	同 同 上野 2698番地
監事	廣田啓明	同 同 東狐 541番地

**土地改良区の役員の就任**

黒部川沿岸土地改良区連合の役員に次の者が令和4年8月22日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年6月2日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	舟川松成	下新川郡入善町青島 552番地
同	杉原和夫	同 同 吉原 745番地
同	高澤三男	同 同 木根 358番地
同	福澤保雄	同 同 福島新 148番地
同	扇原賢一	同 同 櫛山 89番地2
監事	塚田敏郎	同 同 下飯野4613番地

**土地改良区の役員の退任**

黒部川左岸土地改良区の役員であった次の者が令和4年7月25日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年6月2日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
監事	廣長敏昭	黒部市宇奈月町内山 1559番地